

安城市立学校ハラスメント防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安城市立の小学校及び中学校における人事行政の公正の確保、学校職員の利益の保護、学校職員の能力の発揮及び健全な職場環境を確保することを目的として、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校職員 安城市立の小学校及び中学校に勤務する全ての者をいう。
- (2) 職場 学校職員がその職務を遂行する場所（出張先等の学校職員が通常執務をする場所以外の場所及び親睦会の宴会等であって、当該学校職員の職務と密接に関連するものを含む。）をいう。
- (3) ハラスメント 他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく、相手を不当に不快にさせる等、精神的及び身体的な苦痛を与える行為であって、次に掲げるものをいう。

ア セクシャル・ハラスメント

イ パワー・ハラスメント

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

(校長及び教頭の責務)

第3条 校長及び教頭は、ハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 学校職員が職務に専念できる良好な職場環境を確保すること。
- (2) ハラスメントについて注意を喚起するとともに、ハラスメントの防止に関する情報を周知すること。
- (3) 職場においてハラスメントが発生していないかどうか、又は発生するおそれがないかどうかに関し、十分な注意を払うこと。
- (4) 職場においてハラスメントがあった場合、これらを直ちに排除すること。
- (5) 学校職員からハラスメントに関する相談等（以下「相談等」という。）があった場合は、直ちにこれに対応し、学校教育課と必要な連絡調整を行うとともに、当該学校職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮し、及び再発防止措置その他必要な措置を講ずること。

(職員の職務)

第4条 学校職員は、ハラスメントを防止し、及び排除等するため、次に掲げる事項を認識しなければならない。

- (1) 次に掲げるハラスメントに関する事項

ア ハラスメントは、被害を受けた学校職員の勤務意欲を減退させるとともに、当該学校職員が精神疾患となる要因になり得ること。

イ ハラスメントによる職場環境の悪化は、組織の正常な業務運営の支障となること。

ウ ハラスメントがあった場合に、その被害を受けた学校職員から常に意思表示があるとは限らないこと。

エ 相手が拒否し、又は不快感を示した場合に同じ言動を繰り返すことは、ハラスメントになる場合があること。

オ 勤務時間外における学校職員間のハラスメントについても注意する必要があること。

カ 相手の人格又は尊厳を害する言動をする学校職員には、ハラスメントを発生させている自覚がない場合があること。

キ 上司から業務上受けた指導等について、漫然とハラスメントと決めつけるのではなく、その指導等の趣旨、妥当性等を熟考した上で、ハラスメントとしての対応をすること。

(2) 次に掲げるセクシャル・ハラスメントに関する事項

ア 性に関する言動の受け止め方には個人差があり、当該言動をセクシャル・ハラスメントとして受け止めるかどうかについても個人差があること。

イ セクシャル・ハラスメントは、同性の者又は学校職員以外の者との間においても生じること。

(3) 次に掲げるパワー・ハラスメントに関する事項

ア 指導・助言等を行う場合であっても、表現、回数、態度等によっては、パワー・ハラスメントとなる場合があること。

イ 部下は、上司の言動に疑問が生じた場合であっても、上司に対して反論し難い立場にあること。

ウ 上司だけでなく、職務上の優位性により実質的に影響力のある者による言動もパワー・ハラスメントとなる場合があること。

(4) 次に掲げる妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する事項

ア 妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとなる場合があること。

イ 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立するための制度又は措置は、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なものであること。

ウ 業務分担、安全配慮等の観点から客観的に見て、業務上必要がある言動については、必ずしも妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに該当しないこと。

(相談窓口の設置)

第5条 学校教育課に相談等に対応するための相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 教育長は、窓口において相談等に対応する指導主事の職務にある学校職員をあらかじめ指名するものとする。

3 前項の規定により指名された指導主事（以下「相談員」という。）は2人1組で相談等に対応するものとする。

4 相談員は、ハラスメントに関する直接の当事者以外の学校職員から相談等があった場合においても、これに対応するものとする。

5 相談等に対応した相談員は、ハラスメントに関する相談簿（別記様式）により、その内容を記録するとともに、相談等を申し出た学校職員に確認させるものとする。

6 相談員は、ハラスメントが現に生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生の恐れがある場合又はハラスメントに該当するか否か微妙な

事案についても、相談等として受けるものとする。

（相談等の処理）

第6条 前条の規定により窓口で相談等があった場合は、学校教育課長は、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）複数の指導主事により事実関係の調査及び確認を行うこと。
- （2）当該相談等の当事者に対して、必要な指導、助言、斡旋等を行うこと。
- （3）事案の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、次条に規定するハラスメント対策委員会にその処理を依頼すること。

（ハラスメント対策委員会の設置）

第7条 相談等に適切かつ効果的に対応するため、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、前条第3号の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、並びに必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 5 委員は、次に掲げる者（第2号から第5号までに掲げる者にあつては、その職にある者のうちから教育長が指名する者）とする。
 - （1）校長会長
 - （2）校長（校長会長が男性の場合は、女性の校長とし、校長会長が女性の場合は、男性の校長とする。）
 - （3）男性学校職員
 - （4）女性学校職員
 - （5）学校教育課職員
- 6 委員会は、事実関係の調査及び対応措置の審議のため必要があると認めるときは関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

（プライバシーの保護）

第8条 相談等に関わる職員（委員会の委員長及び委員を含む。）は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、当該関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

（対応措置）

第9条 指導主事又は委員会による事実関係の調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、教育委員会は、必要に応じてハラスメントの行為者と認められた学校職員及び当該学校職員が所属する学校の校長に対し、ハラスメントの防止に係る措置を講ずるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。